

IBM MobileFirst Protect (SaaS)

ご利用条件 (以下「ToU」といいます。) は、本「IBM ご利用条件 – SaaS 特定オファリング条件」 (以下「SaaS 特定オファリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 – 一般条件」 (以下「一般条件」といいます。) で構成されています (URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

「SaaS 特定オファリング条件」と「一般条件」の規定に矛盾がある場合、「SaaS 特定オファリング条件」が優先して適用されるものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」には、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オファリングのご契約条件」のうち該当する契約条件 (以下「本契約」といいます。) が適用され、これらと「ToU」を合わせて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オファリングに、これらの「SaaS 特定オファリング条件」が適用されます。

- IBM MobileFirst Protect – Devices (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Devices (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Applications (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Applications (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Application Security (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Application Security (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Gateway for Apps (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Gateway for Apps (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Document Sync (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Document Sync (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Document Editor (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Document Editor (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Gateway for Documents (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Gateway for Documents (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Email Management (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Email Management (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Browser (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Browser (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Gateway for Browser (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Gateway for Browser (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect for Blackberry (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect for Blackberry (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Expenses (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Expenses (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Management Suite (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Management Suite (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Productivity Suite (SaaS)

- IBM MobileFirst Protect – Productivity Suite (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Secure Mail (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Secure Mail (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Gateway Suite (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Gateway Suite (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Content Suite (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Content Suite (SaaS) Step up for existing customers
- IBM MobileFirst Protect – Threat Management (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Content Service (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Content Service Storage (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Content Service Bandwidth (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Professional (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Laptop (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Laptop Location (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Laptop Lifecycle Management (SaaS)
- IBM MobileFirst Protect – Laptop Security and Compliance (SaaS)
- IBM MaaS360 Advanced Mobile Management Suite Prime (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Productivity Suite Prime (SaaS)
- IBM MaaS360 Secure Document Sharing Suite Prime (SaaS)

2. IBM MaaS360 Professional Bundle Prime (SaaS) Charge Metrics

「IBM SaaS」は、「取引文書」で規定された以下の課金単位のいずれかに従って販売されます。

- 「許可ユーザー」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。お客様は、直接または間接のいかなる手段であっても (例えば、多重化プログラム、デバイスまたはアプリケーション・サーバーを経由して)、何らかの方法により「IBM SaaS」へのアクセスを与えられた「許可ユーザー」ごとに、個別に専用の使用許諾を取得しなければならないものとします。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」へのアクセス権限が付与される「許可ユーザー」の数をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。
- 「ギガバイト」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「ギガバイト」とは、2 の 30 乗バイトのデータとして定義されます (1,073,741,824 バイト)。お客様は、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が処理する「ギガバイト」の総数をカバーするのに十分な使用許諾を取得しなければならないものとします。
- 「マネージド・クライアント・デバイス」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「クライアント・デバイス」とは、単一ユーザーのコンピューティング・デバイス、または特定用途のセンサー・デバイスもしくは遠隔測定デバイスのうち、一般にサーバーと呼ばれる (あるいはサーバーで管理される) 別のコンピューター・システムから、一連のコマンド、プロシージャー、もしくはアプリケーションを実行することを要求、それらを実行するために受領、またはかかるコンピューター・システムにデータを提供するものをいいます。複数の「クライアント・デバイス」で 1 つの共通サーバーへのアクセスを共用することができます。「クライアント・デバイス」は、ユーザーが作業を実施できるように、何らかの処理機能を有するか、プログラムで制御することが可能な場合があります。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」が管理するあらゆる「クライアント・デバイス」につき「マネージド・クライアント・デバイス」の使用許諾を取得しなければならないものとします。
- 「クライアント・デバイス」**は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「クライアント・デバイス」とは、単一ユーザーのコンピューティング・デバイス、または特定用途のセンサー・デバイスもしくは遠隔測定デバイスのうち、一般にサーバーと呼ばれる (あるいはサーバーで管理される) 別のコンピューター・システムから、一連のコマンド、プロシージャー、もしくはアプリケーションを実行することを要求、それらを実行するために受領、またはかかるコンピューター・シ

テムにデータを提供するものをいいます。複数の「クライアント・デバイス」で1つの共通サーバーへのアクセスを共用することができます。「クライアント・デバイス」は、ユーザーが作業を実施できるように、何らかの処理機能を有するか、プログラムで制御することが可能な場合があります。お客様は、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中に「IBM SaaS」を実行し、「IBM SaaS」にデータを提供し、「IBM SaaS」により提供されるサービスを利用し、あるいは「IBM SaaS」を評価するすべての「クライアント・デバイス」につき、使用権を取得する必要があります。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 1か月に満たない期間の料金

「取引文書」に記載された1か月に満たない期間の料金は、按分にて算定される場合があります。

3.2 超過料金

課金期間中のお客様の「IBM SaaS」の実際の利用が、「PoE」に記載される使用許諾範囲を超える場合には、お客様は、「取引文書」の規定に従い、その超過分について請求されます。

4. 「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」の更新オプション

以下のいずれかを指定することによって、「サブスクリプション期間」の終了時に「IBM SaaS」を更新するかどうかをお客様の「PoE」で定めます。

4.1 自動更新

お客様の「PoE」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「PoE」に規定されている有効期間満了日の少なくとも90日前までに、お客様のIBM営業担当員またはIBMビジネス・パートナーへの書面による要求により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を終了させることができます。IBMまたはIBMビジネス・パートナーが、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる「サブスクリプション期間」は1年間、または「PoE」に規定される当該更新前の「サブスクリプション期間」と同じ期間のいずれかで自動的に更新されます。

更新使用許諾量は、当初の注文量または更新請求が行われる前月の月次報告利用量のうちいずれか多いほうと同じです。ただし、IBMが異なる使用許諾量を指定する通知書を受領した場合はこの限りではありません。

「Step up」オフリングのための更新使用許諾量は、当初の注文量と同じとします。

4.2 請求の継続

「PoE」にお客様の更新は継続と記載されている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」にアクセスすることができ、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するには、お客様は90日前までに、IBMまたはIBMビジネス・パートナーに対し、お客様の「IBM SaaS」を解約する旨書面により通知する必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約の効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

4.3 更新が必要

「PoE」にお客様の更新タイプは「終了」と記載されている場合、「IBM SaaS」は「サブスクリプション期間」の満了時に終了し、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「IBM SaaS」の利用を継続するには、お客様のIBM営業担当員またはIBMビジネス・パートナーに対して新規の「サブスクリプション期間」を注文し、取得する必要があります。

5. テクニカル・サポート

「IBM SaaS」に関する「テクニカル・サポート」は「エンド・ユーザー」サポートではなく、お客様の「運用」チームに対する第2レベル・サポートで構成され、サブスクリプション期間中利用することが可能です。

サポートは複数のチャネルを通じて1日24時間週7日で提供されます。「IBM SaaS」ソリューションのサポートに関する情報は、製品ポータルで閲覧可能です。

「予測応答性」は、以下を目標とします。

| 重要度 | 重要度の定義 | 当初 目標応答時間 | 対象応答時間 |
|-----|--|--------------|-----------------|
| 1 | 重大な事業影響/サービス・ダウン 事業上の重大な機能が作動不能である、または重要なインターフェースが機能しない状態。これは通常実稼働環境に適用され、サービスにアクセスできないことによって業務に重大な影響が生じることを示します。この状況は、即時に解決する必要があります。 | 30 分以内 | 1 日 24 時間 週 7 日 |
| 2 | 著しい事業影響 サービス事業機能またはサービスの機能が著しい使用制限を受けているか、または、お客様が事業の最終期限に間に合わない危険にさらされている状態。 | 1 営業時間以内 | 1 日 24 時間 週 7 日 |
| 3 | 中程度の事業影響 サービスまたは機能を使用することができ、業務に重大な影響がないことを示す。 | 2 営業時間以内 | 1 日 24 時間 週 7 日 |
| 4 | 軽微な事業影響 問い合わせまたは非技術的な依頼。 | 3 営業時間以内 | 1 日 24 時間 週 7 日 |

6. 「IBM SaaS」オファリングの追加条件

6.1 Step up 制限

「Step up for existing Customers」として指定される「IBM SaaS」オファリング（以下「Step up SaaS」といいます。）の場合、お客様は「Step up SaaS」オファリングの名前で特定される関連 IBM プログラムの適切なライセンス資格を予め取得している必要があります。例えば、「IBM MobileFirst Protect - Devices (SaaS) - Step up for existing customers」を購入するお客様は、IBM MobileFirst Protect の関連 IBM プログラムのライセンス資格を取得している必要があります。「Step up SaaS」に対するお客様の使用許諾は、関連 IBM プログラムに対するお客様の使用許諾範囲を超えることはできません。

「Step up SaaS」を取得する場合、お客様は「Step up SaaS」の使用許諾による場合と同様に、上記の関連 IBM プログラムのライセンス資格をお客様のオンプレミスの導入済み環境内で使用することはできません。例えば、関連する IBM プログラムに対して、お客様が 250 の「マネージド・クライアント・デバイス」の使用許諾を取得しており、100 の「Step up SaaS マネージド・クライアント・デバイス」の使用許諾を購入することを選択する場合、お客様は「IBM SaaS」環境で 100 の「Step up SaaS マネージド・クライアント・デバイス」を管理し、オンプレミスに導入されたソフトウェアで 150 の「マネージド・クライアント・デバイス」を管理することができます。

お客様は、関連 IBM プログラムに対する適用可能な (1) ライセンス資格および (2) サブスクリプション & サポートを予め取得していることを表明するものとします。「Step up SaaS」のサブスクリプション期間中、お客様は「Step up SaaS」の使用許諾と併せて使用する IBM プログラム使用許諾の最新のサブスクリプション & サポートを維持する必要があります。関連 IBM プログラムを使用するためのお客様のライセンス、または関連 IBM プログラムのお客様のサブスクリプション & サポートのいずれかが終了した場合、お客様の「Step up SaaS」を使用する権利は終了します。

6.2 Cookie

お客様は、IBM が、利用統計データと情報（ユーザー・エクスペリエンスの改良に役立てること、およびユーザーとの間の対話をカスタマイズすること、またはそのいずれかを目的とした）を収集する際に、<http://www-01.ibm.com/software/info/product-privacy/index.html> に従って、個人を特定できる情報を収集するために、Cookie および追跡技術を使用することに同意するものとします。

6.3 海外への移転

お客様が EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーまたはスイス、トルコ、およびデータ・プライバシーまたはデータ保護に関する法律を制定しているその他のヨーロッパの国において、「個人情報」を「IBM SaaS」オフリングに提供する場合、欧州経済領域以外の以下の国および欧州委員会により十分なレベルのセキュリティーを満たすと認められた国のプロセッサおよびサブプロセッサに対し、IBM が関連法規および要件に基づいて、「個人情報」を含む「コンテンツ」を国境を越えて処理できることに同意するものとします。

| プロセッサまたはサブプロセッサの名称 | ロール (データ・プロセッサまたはサブプロセッサ) | 所在地 |
|---------------------------|---------------------------|---|
| IBM Corporation | サブプロセッサ | 1 New Orchard Rd. Armonk, NY 10504, USA I |
| IBM India Private Limited | サブプロセッサ | No. 12, Subramanya Arcade Bannerghatta Road, Bangalore 560029 India |

お客様は、IBM が、「IBM SaaS」の提供のために必要であると合理的に判断した場合には、通知をもって、この国一覧を変更できることに同意するものとします。

6.4 EU のデータ・プライバシー

お客様が EU 加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、またはスイス、トルコ、およびデータ・プライバシーまたはデータ保護に関する法律を制定しているその他のヨーロッパの国において、「個人データ」を「IBM SaaS」オフリングに提供する場合、またはお客様がそれらの国に許可ユーザーもしくはデバイスを擁している場合は、お客様は、唯一のコントローラーとして、「個人情報」を処理するプロセッサ (かかる用語は、EU 指令 95/46/EC で定義されています。) に IBM を指名するものとします。IBM は、IBM が公表している「IBM SaaS」の説明書に従って「IBM SaaS」オフリングを提供するために必要な範囲でのみ、かかる「個人情報」を処理するものとし、お客様は、かかる処理がすべてお客様の指示によるものであることに同意するものとします。

6.5 セーフハーバー原則の遵守

「IBM SaaS」オフリングは、Fiberlink Communications Corporation (IBM 子会社) の「US-EU 間セーフハーバー原則」の証明に含まれます。IBM および Fiberlink の双方は、EU (欧州連動) からの情報の収集、使用、および保管に関して、米国商務省が規定する「米国 - EU 間のセーフハーバー・フレームワーク」に従うものとします。「セーフハーバー」の詳細および Fiberlink の認証宣言は、<http://www.export.gov/safeharbor/> でご覧いただけます。

IBM の「米国 - EU 間のセーフハーバー・フレームワーク」が EEA の「個人情報」の移転に適用されない場合、当事者またはその関連会社は、選択条項を除いた EC Decision 2010/87/EU に従って、該当するそれぞれの役割において、修正が加えられていない EU 標準契約を別途締結することができます。これらの契約に起因するすべての紛争または責任については、両当事者は、関連会社間の紛争であっても、本契約の条件に基づき、紛争または責任が両当事者間で生じた場合と同様に取り扱うものとします。

6.6 Derived Benefit Locations

該当する場合、お客様が「IBM SaaS」に関する利益を享受しているとお客様が特定する場所の税金が適用されます。IBM は、お客様が IBM に追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要な Benefit Location として記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新状態に保ち、変更があった場合には IBM に通知する責任を負うものとします。

6.7 規範的データ

別段の定めがある場合でも、規範的な調査、分析、デモンストレーションおよびレポート作成の目的に限り、IBMは、集約された匿名形式(すなわち、お客様またはお客様の許可ユーザーをデータの供給源として特定できない形式、およびお客様またはお客様の許可ユーザーを特定することができる個人識別情報が削除される形式)で、「IBM SaaS」に関するお客様の許可ユーザーの個々のエクスペリエンスを反映したデータを保持および使用することができます。

6.8 合法的使用および同意

6.8.1 データの収集および処理の承認

「IBM SaaS」は、モバイル・デバイスのプロビジョニング、管理、保護、モニタリング、制御を行うように設計されています。「IBM SaaS」は、お客様がお申し込みした「IBM SaaS」と相互に作用することをお客様が許可したユーザーおよびデバイスから情報を収集します。「IBM SaaS」は、一部の国または地域において、単独で、または組み合わせにより、「個人情報」とみなされる可能性がある情報を収集します。収集するデータには、許可ユーザーの氏名、電話番号、登録電子メール・アドレスおよびデバイスの所在地、ユーザー ID および安全なブラウジング履歴、エンド・ユーザー・デバイス・ハードウェアに関する情報、ソフトウェアおよび設定、ならびにデバイスによって生成される情報が含まれる場合があります。お客様は、本「ご利用条件」の規定に従って IBM がかかる情報を収集、処理、使用することを許可するものとします。

6.8.2 データ主体のインフォームド・コンセント

「IBM SaaS」の利用は、さまざまな法規に関係する場合があります。「IBM SaaS」は、合法的目的かつ合法的方法による場合にのみ利用可能です。お客様は、適用される法律、規則、および方針に従って「IBM SaaS」を利用することに同意し、それらを遵守する一切の責任を負うものとします。

お客様は、「IBM SaaS」の合法的な利用、および「IBM SaaS」を介した、お客様のデータ処理担当者としての IBM による情報の収集と処理を可能にするために必要な、十分なインフォームド・コンセント、許可、または使用权を既に取得しているか、または取得することに同意するものとします。お客様は、「IBM SaaS」の合法的利用、およびエンド・ユーザーご使用条件 (<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/> で入手可能) に記載された情報の収集と処理を可能にするために必要とされる十分なインフォームド・コンセントを取得する権限を IBM に付与するものとします。

6.9 データの保存

IBM は、収集されたすべての情報(「個人情報」が含まれる場合があります)を本「ご利用条件」の終了に伴い削除します。ただし、上記の目的または適用される法律、規則もしくは規制に従って保持する必要がある情報を除きます。この場合、IBM は、かかる目的、適用される法律、規則または規制によって義務付けられる期間、収集された情報を保持します。

別紙 A

MobileFirst Protect は、現存するモバイル・デバイス (iPhone、iPad、Android、Kindle Fire デバイス、Windows Phone および BlackBerry スマートフォンを含みます。) のエンドツーエンド管理のための必須機能をすべて備える使い勝手のよいクラウド・プラットフォームです。以下は「IBM SaaS」オファリングについての簡単な説明です。

1. IBM MobileFirst Protect – Devices (SaaS)

コアとなるモビリティ・デバイス管理 (MDM) 機能には、デバイス登録、構成、セキュリティー・ポリシー管理およびデバイス・アクション (メッセージ送信、位置指定、ロック、ワイプなど) が含まれます。「拡張 MDM」機能には、自動遵守規則、個人所有持込み機器 (BYOD) プライバシー設定、「モビリティ・インテリジェンス」ダッシュボードおよびレポート機能が含まれます。

2. IBM MobileFirst Protect – Applications (SaaS)

MobileFirst Protect Applications は、アプリケーションを追加し、MobileFirst Protect によって管理されるサポート対象デバイスにそれらを配布する機能を提供します。これには MobileFirst App Catalog (ユーザーがアプリケーションを表示、インストール、更新・管理時のアラートを受けられるデバイス上のアプリケーション) が含まれます。

3. IBM MobileFirst Protect – Application Security (SaaS)

MobileFirst Protect Application Security は、開発中に Workplace SDK を使用するエンタープライズ・アプリケーションに対し追加のデータ保護を提供し、iOS アプリケーションに対しては、アプリケーション (.ipa) のアップロード、プロファイルのプロビジョニングおよび自動的に統合するための認証署名を行います。Mobile Application Security は、アプリケーションを Secure Productivity Suite と統合します。これにより、シングル・サインオン、Mobile Enterprise Gateway を通じたイントラネット・アクセスおよびデータ・セキュリティー設定の実施が可能になります。

4. IBM MobileFirst Protect – Gateway for Apps (SaaS)

MobileFirst Protect Gateway for Apps は、フルデバイス VPN 接続を必要とすることなく、エンタープライズ・ネットワーク外部のユーザーが内部アプリケーション・リソースに対する安全でシームレスなアクセスを提供します。

5. IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS)

MobileFirst Protect Content は、管理者が IBM MobileFirst Protect Devices によって管理されるサポート対象デバイスに文書を追加および配布できるようにします。IBM MobileFirst Protect Doc Catalogue (ユーザーが文書にアクセスし、これを表示および共有するための安全で簡単な方法を提供する、パスワード保護されたオンデバイス・コンテナー) が含まれます。これには、SharePoint、Box および Google ドライブなどの分散型コンテンツおよびリポジトリに対するシームレスなアクセスを含みます。MobileFirst Protect Mobile Enterprise Gateway により、プライベート SharePoint および Windows ファイル共有へのアクセスが可能になります。MobileFirst Protect によって管理される文書について、バージョン管理、監査、ならびにデータ損失防止 (DLP) ポリシー・オプションによる保護 (認証要求、コピー/貼り付け機能の制限、および他のアプリケーションでのオープンまたは共有に対するブロックなど) を行うことができます。

6. IBM MobileFirst Protect – Document Sync (SaaS)

MobileFirst Protect Document Sync は、管理されたモバイル・デバイス全体でユーザー・コンテンツを容易かつ安全に同期させる機能をユーザーに提供します。管理者は、デバイス全体のユーザー・コンテンツについて、ポリシー (コピー/貼り付け機能の制限、および他のアプリケーションでのコンテンツのオープンまたは共有に対するブロックなど) を設定するよう確認することができます。コンテンツはクラウドおよびデバイスの両方で安全に保管され、MobileFirst Protect Doc Catalogue を介してのみアクセスすることができます。

7. IBM MobileFirst Protect – Document Editor (SaaS)

MobileFirst Protect Document Editor は、ユーザーが外出先でビジネス文書を扱うことができる強力なオフィス・スイートです。MobileFirst Protect Secure Editor は、次の機能を提供します。

- .DOC、.PPT および .XLS ファイルの作成および編集機能
- スライドのプレゼンテーション・モード機能
- MobileFirst Protect for iOS からの電子メール添付ファイルおよびその他のファイルの作業の円滑化を図る機能

8. IBM MobileFirst Protect – Gateway for Documents (SaaS)

MobileFirst Protect Enterprise Gateway for Documents により、組織は MobileFirst Protect Content を用いて、フルデバイス VPN 接続を必要とすることなく、エンタープライズ・ネットワーク外のデバイスに、内部 Connections サイト、SharePoint サイト、Windows File Shares およびその他のファイル・ストアに対する安全でシームレスなアクセスを追加提供することができます。MobileFirst Protect Gateway for Documents を利用するには、MobileFirst Protect Content を購入することも必要です。iOS 5.0 および Android 4.0 以上をサポートしています。

9. IBM MobileFirst Protect – Email Management (SaaS)

MobileFirst Protect Email Management には、Microsoft Exchange ActiveSync および Lotus Traveler をサポートする主要な機能が含まれます。

- Exchange ActiveSync: ActiveSync プロトコルにより Microsoft Exchange に接続するモバイル・デバイスのサポートを提供します。これには、デバイスの構成、ActiveSync ポリシー（パスコード、ブロックまたは電子メールへのアクセス許可）の作成/実施、デバイス・アクション（ロック、ワイプおよびデバイス属性に関する詳細レポートなど）の設定など、コアとなるモバイル・デバイス管理機能が含まれます。
- Lotus Traveler: Lotus Traveler プロトコルにより IBM Lotus Notes® に接続するモバイル・デバイスのサポートを提供します。これには、デバイスの構成、デバイスのブロックまたは許可、パスコード・ポリシーの実施、デバイスのワイプ、およびデバイス属性に関する詳細レポートの作成を行う機能が含まれます。

10. IBM MobileFirst Protect – Browser (SaaS)

MobileFirst Protect Browser は、ユーザーが多くコンテンツ・カテゴリ（ソーシャル・ネットワーキング、アダルト・サイトまたはマルウェア・サイトなど）に基づいて承認された Web コンテンツにのみアクセスすることを確保するために、Web サイト・フィルタリングおよびセキュリティー・ポリシーを定義することによって、企業内イントラネット・サイトへの安全なアクセスおよびコンテンツ・ポリシー遵守の実施を可能にするフル機能の Web ブラウザーです。MobileFirst Protect Devices と組み合わせることで、アプリケーション・ポリシーまたはブラックリストのいずれかによりネイティブおよび第三者の Web ブラウザーを無効にする機能があります。Web サイトのホワイトリストからの除外、クッキーの制限、コピー/貼り付けおよび印刷機能、ならびにキオスク・モードの有効化が可能です。

11. IBM MobileFirst Protect – Gateway for Browser (SaaS)

MobileFirst Protect Gateway for Browser によって、サポート対象デバイスは、フルデバイス・レベルの VPN 接続を必要とすることなく、承認済みの内部 Web サイトにアクセスすることができます。

12. IBM MobileFirst Protect for Blackberry (SaaS)

BlackBerry API を利用して BlackBerry Enterprise Server (BES) に接続されたモバイル・デバイスのサポートを提供します。これには、メッセージ送信、パスコードのリセット、BES ポリシーの割り当ておよびワイプ、ならびにデバイス属性に関する詳細レポート機能などのリモート・アクションが含まれます。

MobileFirst Protect Cloud Extender のインストールが必要です。BES 5.0 により MobileFirst Protect で表示または管理されるデバイスでのみ利用可能です。

13. IBM MobileFirst Protect – Expenses (SaaS)

MobileFirst Protect Expenses は、管理者が、データ利用ポリシーを作成し、それらを MobileFirst Protect によって管理されるサポート対象デバイスに割り当て、また、これらのポリシーをデバイス、グループまたはグローバルのレベルで割り当て、ネットワークでのデータ利用およびローミングでのデータ利用の両方についてアラートしきい値およびメッセージを構成できるようにします。

14. IBM MobileFirst Protect – Management Suite (SaaS)

MobileFirst Protect Devices、MobileFirst Protect Applications、MobileFirst Protect Content および MobileFirst Protect Expenses を含むセット製品/バンドル製品

15. IBM MobileFirst Protect – Productivity Suite (SaaS)

MobileFirst Protect Secure Mail、MobileFirst Protect Applications、MobileFirst Protect Application Security、MobileFirst Protect Content および MobileFirst Protect Browser を含むセット製品/バンドル製品

16. IBM MobileFirst Protect – Secure Mail (SaaS)

MobileFirst Protect Secure Mail は、ユーザーが電子メール、カレンダーおよび連絡先情報にアクセスし、管理するための個別の安全なオフィス生産性アプリケーションを提供します。これは、コンテンツを他のアプリケーションに転送または移動する機能を制限することによってデータ漏えいを防止し、認証の実施、切り取り/コピー/貼り付けの制限、および電子メール添付ファイルを表示のみに制限することにより、電子メールと添付ファイルを管理する機能によって実現されます。

17. IBM MobileFirst Protect – Gateway Suite (SaaS)

MobileFirst Protect Gateway Suite により、iOS および Android でサポートされるアプリケーションが、安全でシームレスに企業内ネットワークのリソースと通信することが可能になります。

18. IBM MobileFirst Protect – Content Suite (SaaS)

MobileFirst Protect Content、MobileFirst Protect Document Editor および MobileFirst Protect Document Sync を含むセット製品/バンドル製品

19. IBM MobileFirst Protect – Threat Management (SaaS)

MobileFirst Protect Threat Management は、モバイル・マルウェア検出および最新の改造/ルート検出により強化されたモバイル・セキュリティーを提供します。MobileFirst Protect Threat Management により、お客様は検出されたマルウェアおよびその他のセキュリティー脆弱性について遵守ポリシーを設定および管理することができます。

20. IBM MobileFirst Protect – Content Service (SaaS)

MobileFirst Protect Content Service (SaaS) により、ユーザーは MobileFirst Protect Content Distribution システムにアプリケーション・パッケージおよび文書をアップロードすることができます。

MobileFirst Protect Content Service を利用するお客様は、MobileFirst Protect Content Service Storage (SaaS) および MobileFirst Protect Content Service Bandwidth (SaaS) の両方について少なくとも 1 つの使用権を購入する必要があります。

21. IBM MobileFirst Protect – Content Service Storage (SaaS)

MobileFirst Protect Content Service Storage (SaaS) により、ユーザーは MobileFirst Protect Content Service (SaaS) で利用可能なデータ・ストレージの総量を購入することができます。

22. IBM MobileFirst Protect – Content Service Bandwidth (SaaS)

MobileFirst Protect Content Service Bandwidth (SaaS) により、ユーザーは MobileFirst Protect Content Service (SaaS) で利用可能な帯域幅の総量を購入することができます。

23. IBM MobileFirst Protect – Professional (SaaS)

中小規模ビジネスに、リモート操作によるスマートフォンおよびタブレットの設定、セキュリティー・ポリシーの強化、アプリケーションおよび文書の配布、企業デバイスおよび個人デバイスのデータ保護を行うための迅速で簡単な方法を提供します。お客様の事業にとって適切なモバイル管理機能に、素早く、容易にかつ手頃な料金でアクセスすることができます。

24. IBM MobileFirst Protect – Laptop (SaaS)

OS X および Windows PC ベースのデバイスのほか、スマートフォンおよびタブレットについて登録、設定、管理、保護、および報告を行う機能をお客様に提供します。組織は、同じ MobileFirst Protect 管理コンソール内で、企業所有デバイスおよび従業員の個人所有デバイスの両方にわたる一貫したセキュリティ・ポリシーおよびプロファイルを維持することができます。

24.1 Windows

MobileFirst Protect - Laptop (SaaS) for Windows-based PC は、ハードウェア、オペレーティング・システムおよびソフトウェアの情報に関する無線での登録およびインベントリ管理レポートを提供します。エンドポイント・セキュリティ・レポート・モジュールは、欠落しているオペレーティング・システム・パッチに加えて、アンチウイルス、バックアップ/リカバリー、データ暗号化、個人用ファイアウォールなど、お客様提供アプリケーションについて対話式のレポートおよびデータ分析を提供します。データ保護モジュールは、データ暗号化、データ漏えい防止、バックアップ/リカバリーおよびその他統合アプリケーションを含むセキュリティ・サービスについて対話式のレポートおよび分析を提供します。Windows XP SP3、Windows Vista、Windows 7、Windows 8+ および Windows 8+ Pro (該当する場合は 32 ビットおよび 64 ビットを含む) をサポートします。

デバイス操作には、以下が含まれます。

- デバイスに対するメッセージ送信
- デバイスのロック
- デバイスの検出 (MobileFirst Protect Laptop Location が必要です。)
- サービスの停止/始動/再始動
- シャットダウン/再起動
- ハード・ディスクのワイプ
- パッチ設定の構成
- ソフトウェアの配布

24.2 Mac OS X

MobileFirst Protect - Laptop (SaaS) for Mac OS X は、ハードウェア、オペレーティング・システムおよびソフトウェアの情報に関する無線での登録およびインベントリ管理レポートを提供します。エンドポイント・セキュリティ・レポート・モジュールは、欠落しているオペレーティング・システム・パッチに加えて、アンチウイルス、バックアップ/リカバリー、データ暗号化、個人用ファイアウォールなど、お客様提供アプリケーションについて対話式のレポートおよびデータ分析を提供します。データ保護モジュールは、データ暗号化を含むデータ・セキュリティ・サービスについて対話式のレポートおよび分析を提供します。構成管理モジュールは、多くのデバイスおよびユーザー設定 (パスワード、電子メール、VPN および Wi-Fi を含む) のリモート管理を提供します。Mac OS X バージョン 10.7.3 以降をサポートします。

デバイス操作には、以下が含まれます。

- デバイスのロック
- ハード・ディスクのワイプ
- デバイス・ポリシーの変更

25. IBM MobileFirst Protect – Laptop Location (SaaS)

MobileFirst Protect Laptop Location (SaaS) により、サポート対象のラップトップおよびタブレットを検出することができます。MobileFirst Protect は、Wi-Fi ロケーションまたは IP アドレス座標を報告し、このデータから容易に見分けのつくアドレスに変換します。デバイスがネットワークに接続されているときに、最新のロケーションを検索することができます。MobileFirst Protect は、時間とともに報告されたロケーションを保存しておくため、ロケーションの履歴を確認することができます。IBM MobileFirst Protect Laptop (SaaS) for Windows が必要です。Windows XP SP3、Windows Vista、Windows 7、Windows 8+ および Windows 8+ Pro (該当する場合は 32 ビットおよび 64 ビットを含む) をサポートします。

26. IBM MobileFirst Protect – Laptop Lifecycle Management (SaaS)

MobileFirst Protect - Laptop (SaaS) オフラインの機能を提供するとともに、以下の機能を追加します。

- MobileFirst Protect Content Service (SaaS) プラットフォームにパッケージをアップロードし、デバイスに対するペイロード配布の予定を設定することができます。これは、MobileFirst Protect Laptop (SaaS) service for Microsoft Windows によって管理されます。インストール指示およびデバイス、グループまたはグローバル・レベルのターゲティングを含む、配布のあらゆる側面を制御します。すべてのパッケージングおよびインストール・ファイルの作成は、お客様の責任となります。IBM は、インストール・パッケージの作成についてサポートを提供しません。

27. IBM MobileFirst Protect – Laptop Security and Compliance (SaaS)

同じ管理コンソール内で、企業所有デバイスおよび従業員の個人所有デバイスの両方にわたって一貫したセキュリティー・ポリシーおよびプロファイルを維持する機能を組織に提供します。

28. IBM MaaS360 Advanced Mobile Management Suite Prime (SaaS)

IBM MobileFirst Protect – Devices (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Applications (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS) および IBM MobileFirst Protect – Expenses (SaaS) を含みます。

29. IBM MaaS360 Secure Productivity Suite Prime (SaaS)

IBM MobileFirst Protect – Secure Mail (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Applications (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Application Security (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS) および IBM MobileFirst Protect – Browser (SaaS) を含みます。

30. IBM MaaS360 Secure Document Sharing Suite Prime (SaaS)

IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Document Editor (SaaS)、IBM MobileFirst Protect – Document Sync (SaaS) および IBM MobileFirst Protect – Content (SaaS) を含みます。

31. IBM MaaS360 Professional Bundle Prime (SaaS)

中小規模ビジネスに、リモート操作によるスマートフォンおよびタブレットの設定、セキュリティー・ポリシーの強化、アプリケーションおよび文書の配布、企業デバイスおよび個人デバイスのデータ保護を行うための方法を提供します。

別紙 B

IBM は、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性のサービス・レベル・アグリーメント(以下「SLA」といいます。)を提供し、お客様の「証書(PoE)」または「取引文書」で指定される場合には、この「SLA」が適用されます。

開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本「SLA」の条件が、適用されます。お客様は、「SLA」が、お客様に対し何ら保証するものでないことを理解します。

1. 定義

- a. **「権限を有する担当者」** - お客様が IBM に対して指定している、本「SLA」に基づき「請求」を提出することが認められた個人をいいます。
- b. **「可用性クレジット」** - IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「IBM SaaS」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。
- c. **「請求」** - 本「SLA」に基づいて、お客様の「権限を有する担当者」が IBM に対して提出する、「契約月」中に「サービス・レベル」が満たされていない旨の請求をいいます。
- d. **「契約月」** - その月の初日の午前 12 時(グリニッジ標準時)から当該月の末日の午後 11 時 59 分(グリニッジ標準時)までを基準とする「IBM SaaS」期間における各 1 か月をいいます。
- e. **「お客様」** - IBM に対して「IBM SaaS」を直接申し込み、IBM との「IBM SaaS」に関する契約に基づく重大な義務(支払義務を含みます。)に違反していない法人または団体をいいます。
- f. **「ダウンタイム」** - 以下の表に示した対応する「サービス・レベル」に適用可能な「アプリケーション・ダウンタイム」または「インバウンド処理ダウンタイム」をいいます。「ダウンタイム」には、「IBM SaaS」が以下のいずれかの結果として利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 計画されたシステムのダウンタイム。
 - 不可抗力。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器またはデータの不具合。
 - お客様または第三者(お客様のパスワードまたは機器を使用して「IBM SaaS」へアクセスするあらゆる利用者を含みます。)の作為または不作為。
 - 「IBM SaaS」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームを満たさないこと。
 - IBM が、お客様またはお客様に代わる第三者が提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- g. **「事象」** - 「サービス・レベル」が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。
- h. **「不可抗力」** - 天災、テロリズム、労働争議、火災、洪水、地震、暴動、戦争、政府による法令、命令もしくは制限、ウィルス、サービス妨害攻撃およびその他の悪意の行為、ユーティリティおよびネットワーク接続の不具合、または IBM が合理的に制御できないサービスが利用できなくなるその他の原因をいいます。
- i. **「計画されたシステムのダウンタイム」** - 保守作業のための定期的な「IBM SaaS」の停止をいいます。
- j. **「サービス・レベル」** - IBM が本「SLA」に規定するサービスのレベルを評価するための、以下に定める基準をいいます。

2. 可用性クレジット

- a. お客様が、「請求」するには、IBM の重要度 1 のサポート問題の報告手順に従って、各「事象」に対するサポート・チケットを、該当する「IBM SaaS」の IBM お客様サポート・ヘルプ・デスクに対して、記録しなければなりません。お客様は、「事象」に関するすべての必要な詳細情報を提出し、「事象」の分析および解明につき、重要度 1 のサポート・チケットが要求する範囲で IBM を合理的に支援しなければなりません。かかるチケットは、「事象」がお客様の「IBM SaaS」の利用に影響を与えていることをお客様が最初に認識してから 24 時間以内に記録しなければなりません。
- b. お客様の「権限を有する担当者」は、お客様の「可用性クレジット」の「請求」を、「請求」の対象となる「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出しなければなりません。
- c. お客様の「権限を有する担当者」は、「請求」に関するあらゆる合理的な詳細 (関連するすべての「事象」および満たされていないとして請求される「サービス・レベル」についての詳細な説明を含みますがこれらに限られません。) を、IBM に提供しなければなりません。
- d. IBM は、以下の表に示した対応する「サービス・レベル」に適用可能な、各「契約月」中における「ダウンタイム」の合計時間を内部で測定します。「可用性クレジット」は、「ダウンタイム」が最初に影響を与えたことがお客様により報告された時点から測定される「ダウンタイム」の継続時間に基づいて決定されます。お客様が、「アプリケーション・ダウンタイム」の「事象」と「インバウンド・データ処理ダウンタイム」の「事象」が同時に発生したと報告した場合、IBM は「ダウンタイム」の重複する期間を、2つの別のダウンタイムとしてではなく単一のダウンタイムとして扱います。IBM は、有効な「請求」それぞれに対し、下表に示した各「契約月」において達成した「サービス・レベル」に基づき、適用可能な「可用性クレジット」の最高額を適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。
- e. 「一括サービス」(個別の「IBM SaaS」を組み合わせてパッケージとし、単一料金で販売しているもの)に対する「可用性クレジット」は、「一括サービス」に対する合計の単一月額料金に基づいて計算されるものとし、各個別「IBM SaaS」に対する月額サブスクリプション料金には基づかないものとし、お客様は、各「契約月」の一括サービスにおいて、一つの個別の「IBM SaaS」に関する「請求」のみ提出することができます。各「契約月」の一括サービスにおいて複数の「IBM SaaS」に対して「可用性クレジット」を適用することはできません。
- f. お客様が、認定された IBM ビジネス・パートナーからの再販売取引によって「IBM SaaS」を購入した場合、IBM が「IBM SaaS」および「SLA」のコミットメントを履行する一義的な責任を負う場合、「可用性クレジット」は、「請求」の対象となる「契約月」において有効な「IBM SaaS」に対するその当時の「レベル別推奨数量割引料金」(以下「RSVP」といいます。)に基づいて計算され、それを、50% 割引した額となります。
- g. 各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が「IBM SaaS」に対して IBM に支払った年額料金の 1/12 の 10% を超えないものとし、
- h. IBM は、IBM の記録から入手し得る情報に基づいて、「請求」の検証を合理的に判断します。お客様の記録におけるデータと IBM の記録の間で相違がある場合には、IBM の記録が優先するものとし、
- i. 本「SLA」に基づいてお客様に提供される「可用性クレジット」は、「請求」に関するお客様の唯一かつ排他的な救済措置です。

3. サービス・レベル

「契約月」における「IBM SaaS」の可用性

| 達成したサービス・レベル (「契約月」中) | 「可用性クレジット」 (「請求」の対象である「契約月」における 月額サブスクリプション料金のパーセント) |
|--------------------------|--|
| 99.8% 未満 | 2% |
| 98.8% 未満 | 5% |

| 達成したサービス・レベル (「契約月」中) | 「可用性クレジット」 (「請求」の対象である「契約月」における 月額サブスクリプション料金のパーセント) |
|--------------------------|--|
| 95.0% 未満 | 10% |

「達成したサービス・レベル」は、以下のとおり算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数から、(b)「契約月」における「ダウンタイム」の分単位の総時間数を差し引き、それを(c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例:「契約月」における「ダウンタイム」が 50 分である場合

| | |
|---|---|
| 30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 「ダウンタイム」 50 分 = 43,150 分 <hr/> 合計 43,200 分 | = 「契約月」における 99.8% の「達成したサービス・レベル」につき 2% の「可用性クレジット」 |
|---|---|

4. 除外事項

本「SLA」は、IBM のお客様に限り、適用されます。本「SLA」は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版および評価版のサービス。
- 非実稼働環境 (テスト、災害復旧、品質保証、または開発用環境を含みますが、これらに限られません)。
- 「IBM SaaS」における IBM のお客様のユーザー、ゲスト、参加者、および許可された招待者による「請求」。
- イネーブリング・ソフトウェア